

# 総務常任委員会

平成29年5月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○奥村 容子	宮崎 和彦
小林 誠	小村 尚己	木澤 正男
伴 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西巻 昭男
同 次 長	谷口 智子	総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	大野 彰彦	同 課 長 補 佐	福田 善行
まちづくり政策課長	安藤 容子	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
同 課 長 補 佐	福井 まり	財 政 課 長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	税 務 課 長	本庄 徳光
同 係 長	細川 友希	会 計 管 理 者	藤川 岳志
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教 委 総 務 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	岡村 智生	生 涯 学 習 課 長	中原 潤
同 参 事	井上 貴至	同 課 長 補 佐	平田 政彦

## 3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 奥村委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会したいと思います。

平成29年度の総務委員会は、委員長、私、嶋田、副委員長に奥村委員、そして宮崎委員、小林委員、小村委員、木澤委員の6名で各審議、審査を行ってまいります。理事者各位におかれましては、今までどおり真摯に対応、またご協力のほど、お願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、当委員会所管の総務部、教育委員会及び会計室について、異動のあった係長以上の職員及び新規採用職員の紹介を部長からお願いしたいと思います。

面巻総務部長。

総務部長

（ 職員紹介 ）

委員長

清水教育長。

教育長

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。どうもご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

（ 午前9時03分 休憩 ）

（ 午前9時03分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、全委員出席されておりますので、本日の会議を開きます。  
初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 ( 町長挨拶 )

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。  
会議録署名委員に、奥村委員、宮崎委員のお2人を指名いたします。  
お2人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおり  
でございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関するこ  
とについて、理事者の報告を求めます。 中生涯学習課長。

生涯学習 それでは、1. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘  
課長 調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

初めに、文化財事業についてであります。

まず、史跡藤ノ木古墳春季石室特別公開についてであります。ゴー  
ルデンウィークの期間中の4月29日土曜日、30日日曜日の2日間に  
わたり開催いたしましたところ、合わせて1,731人の方にご見学い  
ただき、大変ご好評をいただいたところでございます。なお、今回の石  
室公開におきましても、当町と官学連携協定を結んでおります奈良県立  
法隆寺国際高校の生徒に、受付や石室内の解説補助など、石室特別公開  
の運営に携わっていただいたところであります。

続きまして、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。  
展示関係につきましては、今回は、町制70周年記念事業として実施い  
たします春季特別展「斑鳩古塔展」、サブタイトルといたしまして、「聖  
徳太子ゆかりの古代寺院の仏塔」の開催に向けて、現在、準備を進めて  
いるところであります。会期は、5月27日土曜日から7月2日の日曜  
日までで、今回の展示会では、法隆寺や法輪寺など聖徳太子ゆかりの古  
代寺院の塔をテーマとして、塔ゆかりの考古資料や歴史資料などの展示

を通じて各寺院の歴史などについて紹介いたします。また、展示会の関連行事といたしまして、6月10日土曜日午後1時30分より中央公民館大ホールにて、斑鳩町文化財保護審議会会長の鈴木嘉吉氏により、「斑鳩の五塔」と題した記念講演会の開催を予定しております。

なお、5月26日金曜日午前10時より文化財センター映像ホールにて、本特別展の開会式を予定しております。伴議長様、嶋田総務委員長様におかれましては、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。平成25年度から進めております中宮寺跡の整備につきましては、今年度が最終の年度予定となっております。トイレやあずまや、ベンチなどの休養施設の設置、説明板などの学習施設の設置、園路整備や植栽等を計画しております。工事の入札事務といたしましては、5月16日に入札を執行し、株式会社青山組が1億7,988万3,720円で落札し、5月17日に仮契約を行っております。工期は、6月議会議決後から平成30年3月23日までの276日間を予定しております。なお、本工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えますことから、この6月議会にて契約に関する議案を上程させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、斑鳩町文化財保護審議会の開催についてであります。前回の当総務常任委員会後の3月28日に、平成28年度の文化財保護審議会を開催いたしました。会議では、町指定文化財候補の調査として実施しました、法隆寺若草伽藍跡中門推定地における発掘調査や大方家文書などの歴史資料調査について報告を行っております。そして、法隆寺若草伽藍跡中門推定地における発掘調査において中門等の飛鳥時代の遺構が見つからなかった報告に対しまして、委員からは、せっかくの機会であることから、もう少し範囲を広げた追加調査の検討のご指導をいただいたことから、今後、実施に向けて検討をまいります。

次に、日本遺産の認定についてであります。太子道に係る市町村や寺院と推進協議会を設立して、ことし2月に申請しておりました太子道の日本遺産認定につきましては、文化庁で認定が見送られました。こうした結果を受けまして、日本遺産の対応につきまして、十分検討を行

ってまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 まず、藤ノ木古墳なんですけども、またことしもたくさん来ていただいて、リピーターの方もたくさんいらっしゃると思うんです。来ていただいた方にアンケートされているかなというふうに思うんですけども、もちろん藤ノ木古墳目当てで来てくれはるんですけども、斑鳩町としては、文化財関係とか、それ以外に観光の面でも、そこに来てもらうだけじゃなしに、もっといろいろなところに寄ってもらえるようになっていう取り組みされていていっていると思うんですけども、そのアンケートの中でそういう、その方の関心が広がっているような結果っていうのは見られるんですかね。そういうアンケートにはなっていないんですかね。

もちろんリピーターとしていっぱい、何回も来てくれはって、数もね、すごいたくさん来ていただいていますので、せっかく来ていただいているんでしたらということ、これまでも取り組みはしてきていただいていると思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

委員長 清水教育長。

教育長 アンケートの内容そのものがですね、質問項目があまりなくて、どこからおいでになりましたかというのが中心になっておりまして、どういった目的でとかについてはですね、ずっと並ぶ中で、法隆寺国際高校の生徒が聞いていただくんですけど、なかなか長い質問というのは敬遠されるっていうことから、端的な質問しかしておりません。

今後、今おっしゃったようなことも含めてですね、まちづくり政策課等とも協議しながら、どういう質問がいいのかいうのを検討していきたいというふうに考えています。

木澤委員 おっしゃるように、あまり長くいろいろ聞くと嫌がられるというのがありますけども、関心持っていただけるような項目も入れてですね、またアンケートを考えていただければなというふうに思います。

あとそれと、ちょっと最後のほう、よく聞き取れなかったんですけども、日本遺産の認定が見送られたということでしたけども、それ、ちょっと、詳しくっていうんですかね、もうちょっと詳細に教えていただけますか。

委員長 小城町長。

町長 この日本遺産というのは、ちょうど1993年、平成5年にユネスコの世界遺産の登録もらって、それで、法隆寺の管長である高田管長が、3年後、この斑鳩と太子町と、それから兵庫の太子町のサミットをしようということとあわせて、この太子の道を歩こうということで、にわかには管長は、私は、こしらえたというわけで、ただ、この太子道が、斑鳩からこの安堵、川西、そして三宅、田原本、そして樫原、明日香と、そしてこっちは、磯長の太子町の関係は、この王寺町、それから香芝、そして太子町という関係という中で、これは太子道として本当に実績が、ちゃんとしたものがあるのかということも、高田さん自身も、私はにわかにつくったということをおっしゃっていますから。それで始まっているわけですから。

私はやっぱり三郷も、平群も、安堵も入っていますから、それは当然、法隆寺の今の管長は、当然、町長、それはもう安堵も、平群も、三郷も入れなあかんと、いうことを抜くということ自体がおかしいということで、これも実際言うたら、王寺の会長が雪丸の関係で、これがやっぱり一番ええやないかということで、できたら日本遺産に登録でけへんかということで、我々も入らせていただいでですね、やったんですけども、最終的には、文化庁は、やっぱりそれは難しいと。竹内街道のほうややっぱり歴史的にそういういわれはあるということで、向こうのほうに採択されたということでございましたので、また別の角度から考えてやっ

ぱり日本遺産を。

まだ斑鳩の場合は、まだ薬の関係も入っておるんですよ、高取とかいろいろ関係で、薬の関係も日本遺産の登録を、今、しようかという話はある、これもなかなか、結論的には難しい問題なんですけども。

ただ、やっぱりこの日本遺産の関係は、やっぱり法隆寺、斑鳩を中心とした、やっぱり三郷、平群も含めて、そういうものも、ひとつ提案をしたらどうかかなと思っております。

委員長 ほかにございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 先ほど発掘の話出たんですけど、今、中宮寺跡とか発掘されていますけど、遺物とか、文化財保存センターですか、せっかくつくってんから、そこでそういう展示とか、するものまでは出ていないんですかね。

委員長 小城町長。

町長 今、宮崎委員ご指摘の中宮寺の遺跡は、発掘はしていません、もう、今は。今、1月からやったのは、亥嶋社という、若草伽藍のあるところ、今、説明をしたのは、結局それが、文化審議会の先生方、鈴木嘉吉先生が、いや、もっとやっぱり詳しく、もっと広く発掘したほうがええやないかと、部分的にやるというよりも、もうちょっと角度を広げよと、せっかく若草伽藍ということで、これも法隆寺の昭和資財帳の中に、その亥嶋社というのは若草伽藍にあるということで、高田さん書かれた文書の中にあるわけです。だから、そういうことをもうちょっと的確にやっぱりやったほうが、こうして、もう今のところはないねんというのではなしに、そういう形でもう一遍ちょっと再調査をしたらどうかという提案をいただいたという説明をしたと思いますけれども。よろしくをお願いします。

宮崎委員 今、町長のその説明は確かにいいんですけど、私言うているのは、その以前までの発掘したのと、これからの、今まで総務委員会出てきたん

ですけど、まだ、これから発掘するところも聞かせていただきましたけども、これからそういうもの、遺物が出てきたときに、文化財、せっかくね、いい建物建ててんから、そこでそういう展示物を一般の方に見せていくのかどうか、それだけをちょっと教えてほしいんですけど。

委員長 清水教育長。

教育長 今、質問されているのは、中宮寺遺跡について特におっしゃっておられるということでしたら、その以前、発掘の成果について、その都度、発表なり、見学等をさせていただいております。

今回、今年度で公園が完成するということで、実はまだ、先ほども言うていませんけども、内々にですね、完成のときに、竣工式的なものも考えております。そのときになるのか、それ以降の文化財センターでの展示になるのか、それについてはまた検討を要しますけども、これまでもそういった、発掘によって発見されてきたものについては、その都度、発表なり、公開をしているということだけご理解をいただきたいというように思います。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 平成28年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 本庄税務課長。

税務課長 おはようございます。

それでは、各課報告事項の1つ目、平成28年度町税不納欠損処分に



つきまして、ご報告をさせていただきます。

町税の不納欠損処分につきましては、地方税法の規定に基づきまして処理をさせていただいているものでございます。平成28年度におきまして当該処分をさせていただいたものについて、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、本日お配りしております資料の1をごらんいただけますでしょうか。

1 ページ、事由別内訳表でございます。

初めに、地方税法第15条の7第4項によるものでございます。これは、表の下に付記しておりますように、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、または滞納処分することにより滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、あるいは滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である場合に、滞納処分の執行を停止し、その後、3年間状況が変わらない場合に、納付・納入義務が消滅するものでございます。この事由により不納欠損処分を行いましたものは、実人数50人、税額は498万4,179円となっております。

次に、地方税法第15条の7第5項によるものでございます。これは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収できないことが明らかである場合に直ちに納入義務を消滅させるものでございます。具体的には、滞納者が死亡し、相続人もいない場合、外国人就労者等が帰国してしまった場合等で、この事由により不納欠損処分を行いましたものは、実人数12人、税額は76万7,392円となっております。

次に、地方税法第18条第1項によるものでございます。こちらは消滅時効に係るもので、時効により徴収権が消滅するものでございます。この事由により不納欠損処分を行いましたものは、実人数13人、税額は50万4,383円となっております。なお、本事由による不納欠損につきましては、全て地方税法第15条の7第1項による滞納処分の停止を行ってございましたが、停止期間の3年を経過する前に時効が到来し

たものでございます。

これら平成28年度に行いました町税の不納欠損処分の税目別合計です。個人町民税が39人で415万1,255円、固定資産税・都市計画税が22人で、税額といたしまして、固定資産税172万5,613円、都市計画税が19万471円、軽自動車税では30人で税額18万8,615円で、合計、実人数75人、税額は625万5,954円となっております。

続きまして、裏面、2ページをお願いいたします。こちらの表は、年度別内訳表といたしまして、今回行いました不納欠損処分について、税目別、年度別の件数と税額を整理したものでございます。平成27年度以前の課税分、滞納分が、各税目合計で558万1,165円、平成28年度、現年分は67万4,789円となっております。

3ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、不納欠損処分の推移といたしまして、税目別、事由別に、平成23年度からの不納欠損処分の推移を整理したものでございます。不納欠損処分につきましては、年度により増減はあるものの、全体としては減少傾向となっているところでございます。

以上、平成28年度の町税の不納欠損処分につきましてのご報告とさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 これはこれで法律に基づいて進めていただければ結構やと思うんですけども、きのうも厚生常任委員会の中で、国保税関係なんかの不納欠損の報告を聞いていて、ちょっと思ったんですけども、今、滞納された方に対する預金とかの調査っていうのは、ピックアップせずについていることなんですけども、全て調査をかけていっている状況なんですかね。

税務課長 基本的には、早期に滞納処分に着手するというところで、銀行ごと、あるいは支店ごとの調査になってまいりますので、そのあたり、できる限

り全員調査するというところで進めているところでございます。

木澤委員 以前でしたら、例えばもう悪質な人を中心にピックアップしてっていうことでしたけども、そうすると、そこから以降、通告等出しはると思うんですけども、返事の返ってこない人ですね、悪質かどうかっていうの、その見極めっていうんですかね、は、どんなふうにしてはるんでしょうか。

税務課長 今、委員おっしゃっていただいておりますように、当然、督促状、あるいは催告状、平行して財産調査も進めながら滞納処分を進めているところでございまして、例えばそういった当町のほうからの文書催告あるいは差し押さえをした時点での差し押さえの通知等々をもって、当然、前向きに納税のほうを行う方は、当然、連絡がございまして、その時点で生活状況等々、十分に聞き取りをさせていただきながら、完納に向けて相談をさせていただいて、対応をさせていただいているところでございます。

木澤委員 実際にここに上がってきている数字っていうのは、返事のない人が多いのかなと思うんですけども、差し押さえをした後に言うてこられる方っていうのは、どれぐらいっていったら変ですけども、件数的に言うと、年間で言うと、あるんですかね。

税務課長 具体的な件数等は、今、ちょっと持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

ただ、例えば預金でございましてとか、差し押さえをした時点で、当然、税法に基づきまして本人様のほうに通知をさせていただくわけでもございまして、その通知を受けて、あるいは預金の引き出しの段階で、差し押さえいたしますと、当然、引き出しができないということになりますので、それを受けて当町に連絡をいただいて、その上で、先ほど申しあげましたように、納付相談を、十分に聞き取りをさせていただく上で対応を進めさせていただいていると、そういった状況でございます。

木澤委員　そうしたら、差し押さえした後でもやっぱり言うてこられて、もう生活やっぱりできないという状況であれば、分割納付ということで対応していただいていると。

あと、今、県のほうで、滞納のされている方に対する窓口を、町も負担金出して設置されたと思うんですけども、そことの連携っていうんですかね、というのは、今、どんなふうになっているんですかね。

税務課長　今、木澤委員さんおっしゃっていただいておりますのは、恐らく昨年度から始めさせていただいているコールセンターの関係かなというふうに思います。今、実際の運用といたしましては、当町のほうから督促状あるいは催告書を送らせていただいて、一定期間を見た上で、納付がない方に対しまして、コールセンターのほうにその情報を渡しまして、それをもとに、直接電話で納付の懇諭を行っていただいていると、そういった形でやりとりをしております。

木澤委員　昔やったら、例えば課長なんかは訪問してとかいう対応もされていたと思いますけど、今はそんなんしていないと思うんですけども、実際に来られる方については相談できますけども、電話だけじゃ対応できない場合っていうのがあると思うんですけども、そうした際には、町のほうとしてはどういうふうにされているんですかね。

税務課長　ただいま申しあげましたコールセンターのほうから、当然、電話をさせていただいて、その滞納者の方と連絡がとれた場合に、納税者の方から、こう、いろいろな諸事情を申されることが、当然、ございます。その場合には、逐一、コールセンターのほうから町のほうにその報告がまいりますので、その報告を受けて、来庁のお願いでございましたりとかいうようなことで、個々に対応をさせていただいていると、こういった状況でございます。

木澤委員　すみません、もう1点だけ。以前、国保税と町税と合わせてになるの

か、徴収員さんっていう方を町として採用されていたと思うんですけど、今は、その体制っていうのは、どうなっているんですかね。

税務課長　　今も引き続き、国保医療課のほうに席を置く形で、町税を含めて、徴収のほう、回っていただいていると、そういう状況でございます。

委員長　　ほかにございませんか。

( な し )

委員長　　次に、(2)斑鳩町コミュニティバス実証運行の利用実績及び利用者アンケート調査結果について、理事者の報告を求めます。  
仲村総務課長。

総務課長　　それでは、各課報告事項の2番目、斑鳩町コミュニティバス実証運行の利用実績及び利用者アンケート調査結果につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、初めに、資料番号2-1、斑鳩町コミュニティバス利用者状況という標題の資料をごらんいただけますでしょうか。こちらの資料につきましては、コミュニティバス実証運行開始後となります平成28年10月1日から平成29年2月末までの5か月間の利用状況をまとめたものとなりまして、去る3月21日に開催されました地域公共交通会議に報告させていただきました資料と同じものがございます。

まず初めに、1ページ目の1. コミュニティバスの利用状況の1. 1利用者数についてでございますが、5か月間の利用者数は、合計で11,685人でありまして、1日当たりの平均利用者数といたしましては、80.6人となっております。

続きまして、3ページ目をごらんいただけますでしょうか。1.4 乗車バス停、降車バス停についてであります。このページにございます2つの表は、乗車または降車する利用者数が多いバス停を、全44か所のうちそれぞれ上位10番目まで抽出したものでございます。乗車・降

車ともに、お風呂のある施設となりますふれあい交流センター、東及び西老人憩の家のほか、斑鳩町役場前、笠町、法隆寺駅が上位となっておりますほか、実証運行の開始に伴い新しくバス停を設置いたしましたイオンいかるが店が乗車利用の10位、降車利用の9位に入っている状況となっております。

続きまして、4ページ目をごらんいただけますでしょうか。2. 前年度比較についてでございます。実証運行の利用者数と、無料運行をいたしておりましたときの前年同月の利用者数とを比較といたしまして、2.1 利用者数の比較についてであります。前年度、平成27年10月から平成28年2月までの1日当たりの利用者数は、平均で111.4人であり、今年度、平成28年10月から平成29年2月までは80.6人でありましたことから、実証運行開始後の利用者数は、対前年度比72.3%、27.7%の減少となっております。

続きまして、6ページ目のA3折のページをごらんいただけますでしょうか。こちらの表は、左側の表が乗車利用、右側の表が降車利用の利用者数をまとめたものとなっております、それぞれ前年度の同期間の乗車・降車の多いバス停順に並べ、今年度の利用者数と比較したものとなります。先ほどご説明いたしましたように、実証運行開始後の利用者数は、対前年度比72.3%となっております、増減率が72.3%よりも高いバス停留所を赤色で、72.3%よりも低いバス停を青色で示しております。また、それぞれ右側の棒グラフは、平成27年度のバス停利用者数が100人以上のバス停につきまして、前年度利用者数から今年度利用者数の増減率を表しており、前年度と同程度の利用者数がありましたバス停は、赤枠で示しております、斑鳩町役場前、東公民館、法隆寺駅北口となっております。また、左側の表、乗車利用の下のほうの部分でございます法輪寺、中宮寺東、法起寺、この3つのバス停におきましては、増減率が300%を超えておりまして、バスの台数を2台にしたことによる効果が特にあらわれているものと考えております。

次に、7ページをごらんいただけますでしょうか。3. 料金支払い方法についてであります。こちらは、運賃収入における現金、ICカード、回数券のそれぞれの割合をあらわしたものでありまして、運行開始

当初の平成28年10月におきましてはICカードの使用割合が19.1%でありましたが、平成29年2月では27.4%に上昇しており、ICカードでの支払いが可能であることを利用者の方が認知されてきたものによるものと考えております。

それでは、続きまして、資料かわりまして、資料番号2-2、斑鳩町コミュニティバス実証運行に係る利用者アンケート調査結果という標題の資料のほう、ごらんいただけますでしょうか。こちらの資料につきましては、コミュニティバスの利用者を対象に実施いたしましたアンケート調査の結果を取りまとめたものとなっております。

初めに、1ページ目をごらんいただけますでしょうか。2. 調査概要についてでございますが、このアンケート調査の実施方法につきましては、調査員がバスに乗車し、利用者に聞き取りをする方法で調査を行っておりまして、実施期間につきましては、本年2月2日木曜日から2月5日日曜日までの4日間となっております。また、回答者数は、合計で121名となっております。

続きまして、2ページ目をごらんいただけますでしょうか。3. 調査結果についてでございますが、3.1 属性のうち、利用者の居住地についてでございますが、こちらの表にございますように、興留の20名が最も多く、続いて龍田西が19名と多くなっております。また、その他におきまして、栃木県の方が2人となっております、観光目的で利用されているものと考えております。

3ページ目をごらんいただけますでしょうか。(2)性別についてでございますが、女性の利用が76.9%と多く、(3)年代につきましては、70歳代と80歳代以上を合わせた70歳以上の割合が全体の81.8%を占めるという結果となっております。

ページを少し飛びまして、8ページ目をごらんいただけますでしょうか。(4)利用頻度についてでございますが、ほぼ毎日と週3日から4日利用すると回答された方が、全体の24.7%となっております。平成26年7月に実施いたしました前回の調査結果と比較いたしますと約14ポイント減少をしております、これは有料化に起因するものと考えております。

続きまして、11ページ目をごらんいただけますでしょうか。(1)満足度についてであります。大変満足している及び満足していると回答された方の合計が44.7%、不満がある、やや不満があると回答された方の合計が51.3%となっております。このうち、満足している理由として最も多かったものが、行きたい場所まで行けるという理由となっております。

次の12ページとなりますが、不満な理由として多かった理由が、乗りたい時間帯に利用できない、バスの段差が高いというふうになっております。このうち、バスの段差が高いというご意見につきましては、本委員会でご説明してまいりましたとおり、アンケートの実施中には間に合いませんでしたが、2台のバスにそれぞれ乗りおりの際にバスの下部から出し入れが可能な可動式のステップ及びバスの車内での固定式のステップを1つずつ、2月中に取り付けをいたしたところでございまして、この点につきましては解消できたものと考えております。

以上、各課報告事項の2番目、斑鳩町コミュニティバス実証運行の利用実績及び利用者アンケート調査結果につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 調査していただいて、72.3%ですね、ぐらいの方、以前と比べてそれぐらいの方しか乗っていただけていないということで、以前にアンケートしていただいたときは、有料化されても乗りますという回答が80%以上あるということでしたけども、ふたをあけてみるとこういうことになったということですけども、その差っていうんですかね、については、町としてはどういうふうを考えていますか。

総務課長 今おっしゃっていただきましたとおり、実証運行開始以前に実施いたしました利用者アンケートにつきましては、約2割程度の方が、有料化されると利用しないということで回答をいただいていたところでござい



ます。

当初から同程度割合の利用者数の減少は見込んでいたということですが、この一方で、バスの台数を2台にしたことによります増加、また、観光者の方が新たに利用できるということになった、新たな利用者数の獲得ということで、その増加を見込んでおりましたが、その増加数が当初の見込みよりもちょっと下回っているような状況でございますので、今後につきましては、新たな利用者の獲得に向けまして、利用の促進施策の実施ですね、こういったものに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

木澤委員　よくおりるところですかね、法起寺、法輪寺というところがかなりの率、上がっていますけども、これは観光客の方がふえているってということで見たらいいんですかね。それとも、どういうふうに見たらいいんでしょうか。

総務課長　300%っていう数字になっていますので、一定程度、観光客のことも考えられるんですけども、やはりお近くの、地元の、近くの方がですね、2台になったことによって、今まで乗れなかったという時間に定期的に乗られているということも考えられるのかなということで考えております。以上です。

木澤委員　そこのところはもうちょっと、また詳しい分析していただきたいと思っておりますけども、今後、利用促進のための対策ですね、については、もっと2台にして乗る人がふえるやろうと見込んでいた部分について促進をするというのも当然必要なんですけども、今まで乗っておられた方が乗らなくなってしまったということに対する対策っていうんですかね、も必要だと思うんです。これ、出していただいたのは、乗車してくれてはる人が答えてくれているアンケートですので、だから、この料金のところ、回答としては少なくなっていますけども、そもそもこの人は乗ってはらへんと思いますのでね、だからそこのところは先月の議会でも、同僚議員が一般質問させていただきましたように、1日100円で何回でも

乗れるようなのとか、その辺のところの対策を進めていただきたいなというふうに思うのと、あと、今回、このアンケート調査で、ステップ云々等のことについては出てはいますけども、それは既に改善されているということで、冒頭、町長おっしゃっていた、役場で一旦とまって30分休憩するってやつですね、そこからまた料金が発生してしまうという点については、今後、検討されていくのかなと思いますけど、町として、現段階です、どのように考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

総務課長

今おっしゃっていただきました、一旦、斑鳩町役場前のほうで休憩を挟むと。続いてまた乗り継ぎをされるという場合に、改めて100円、今、現状、料金がかかるということになっております。これは、1乗車の考え方につきましては、斑鳩町役場前で一旦終わりますと、それで1乗車が完了するというのが今の取り扱いでございますので、その取り扱いの変更につきましては、今後、地域公共交通会議のほうで議論を行いながら、その方向性について、もうそれは乗り継ぎというような形でやっていくという方向で考えてまいりたいと思います。以上です。

あわせて、先ほどおっしゃっていただきました、今、1乗車100円ということですが、観光客の方であったりですね、複数の箇所を行かれる方、こういった方の対応といたしまして、1日で固定の料金設定ということで、1日乗車フリー券ということの発行につきましてもあわせて地域公共交通会議のほうで議論を行いながら、方針のほうを固めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

木澤委員

わかりました。前向きなお返事いただきましたので、それを進めていただきたいと思うんですけども、役場のところの乗り継ぎについては、料金については改善していこうということですけども、30分の休憩を挟むと。これ、契約上、そういうふうになってしまっているんですけども、以前はそうではなかったわけですね。そのところは契約の仕方によって改善していくってことはできないんですかね。役場まで来て、続けて乗りたいけども、そこでやっぱりおりて、次、30分も待

たなければいけないっていうところについても不便の声があると思うんですけども、そこはどう考えてはるんでしょうかね。

委員長 池田副町長。

副町長 地域公共交通会議の中でも、やはりバスの労働組合の方もやっぱり入っていただいております。運転手さんの労働環境という意味もございしますので、非常に、朝から晩まで長時間なつてまいりますので、やはり休憩も必要な場所としてほしいと、当然それはもう言われるとおりでございますので、トイレ休憩も、食事もございしますので。そこらを考慮して、組合のほうとも話しさせて、バスの会社、またバスの会社は組合とも。やっぱり今、バスのいろいろな事故、あちこち発生して以来、非常に厳しい状況になっておりますので、そこらをご理解いただきたいと思っております。

それと今、さっき仲村課長言いましたけども、あの2点と、なおかつ難病の方の患者さんの分についても地域公共交通会議で議論するようにやっておりますので、またその方の利用促進もとなつてまいると考えております。

木澤委員 労働条件云々等については、1人の方に長時間労働させるような働き方になるようであれば、それは無理をするべきではないと思っておりますけども、例えば2人にしていただいて、交替で運転手さんかわってもらおうと。それはその契約会社のほうがそこで雇っている労働者の方と交渉することですので、そういうことが可能なのかわかっていうのはね、向こうの会社に町のほうから提示できるんじゃないのかなと思うんですけども。

副町長 当然それも考えられますけども、ただ、そのときになって、実質4名になってくるわけですから、職員さんが4名ということで。非常にまたそうなったときに4名の方の1人が来るのと、4人が来て、また来るのと、やはり賃金体系も、総支払い金額も変わつてまいりますので、やはりま

た町の持ち出しも非常に多くなりますので、今のところはこの状態が一番安くいきますよというバス会社の提示もございますので、それでご理解いただきたいと思います。

委員長           ほかにございませんか。   小林委員。

小林委員       先ほどからの、役場の、休憩時間挟んで200円またさらに料金かかるといふ件なんですけれども、当初からですね、住民さんのほうからも苦情がきて、他の委員さんからも早い段階から、要望というか、改善ありませんかっていう話がありまして、その間に公共交通会議のほうがありましてってなってきましたと、僕の中ではですね、もう早々にこの問題は解決するのかなと思っていましたけれども、具体的に、契約なのか、何が、具体的にどういうことが理由でこの問題解決に時間がかかっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長           仲村総務課長。

総務課長       1日フリー乗車券の発行でありますとかですね、例えば難病患者の方の無料運賃適用の件につきましては、運賃を変えるということになりますので、このあたり、町の方針だけではなくて、国への手続き関係も必要となっております。その国への手続き関係をする上では、関係の交通事業者との協議が必要となってくるということもありますので、そのあたり、地域公共交通会議で十分合意形成を図ってから手続きのほうを進めていく必要があるということでございますので、少し、ちょっとお時間をいただいているような状況ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

小林委員       前回のその会議のところでは、全委員さんからのご理解がなかなか得られなかった、合意形成に至らなかったのが提言できなかったということではないんですかね。

委員長

池田副町長。

副町長

いろいろご意見いただいて、前回の地域公共交通会議でこういうことを議論して、これから運輸省と協議しますよと。それについては、ことし7月、8月で開きますので、そこで決定いただいて、できればもうことし秋ぐらいからはやっていきたいと、実施していきたいと、そういうスケジュールで公共交通会議の委員さんにも伝えておりますので。ですから、はい、こう決まった、こうしますっていうのではなくて、やはり有料でいただいておりますので、無料でも一緒ですけども、やっぱり運輸局関係の協議が、今、必要となつてまいりますので、そこらをご理解いただきたいと思います。提案はちゃんとしておりますので。

小林委員

期間の目安もいただきましたので、ちょっと、しばらく様子を見たいと思います。

続きまして、職員さんによる、若手職員さんもバスに乗られて勉強されていたと思うんですけども、そういう、内側からというか、職員さん側からの問題提起というか、何か、改善したほうがいいっていうような要望というか、そういうご意見が、どういう案が出たのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

委員長

仲村総務課長。

総務課長

実際に、若手職員であったり、町職員のほうがバスのほうに体験乗車ということで乗った中でですね、どういう方々が実態的に乗られているのかということをお話中ですね、今後の職務にもつながっているという、今、取り組みを行っているところなんですけれども、前の、観光案内の分の、モニターでちょっと映しておるんですけども、そういった、ちょっと字が、後ろから見ると見にくであったりですね、カートを持って乗って来られる方がですね、なかなか、バスの段差が少しありますので、そういった方が利用しにくいというようなお声も報告書のほうで上がっておりますので、こういったところにつきましては、改善でき

るところについては、奈良交通のほうにまた話をしていまして、改善を図ってまいりたいということで考えております、以上です。

小林委員　なかなかいい取り組みですので、そういうことができる、ほかの分野でもね、試していただきたいなと思います。

最後に、ちょっと要望なんですけれども、資料2-2の10ページのですね、運転免許の有無について。日本各地で、毎月ですね、高齢者の運転事故による、子どもたちとか、住民さんのけががするような事故が毎月のように起こっておりますけれども、斑鳩町のほうでも、まだ起こっておりませんけれども、今後、いつ起こるかわからないという中で、自治会によってはですね、自分たちの自治会の老人会とか福祉会の人たちがですね、どのような問題に困っているか、それで、買い物に行っている高齢者の人たちの年齢とか、運転免許はどういう人たちが持っているかっていう調査をされた結果でですね、自治会としてすごく困っていると、将来を危惧している自治会もあるんですけれども、そういうことを考えますとですね、高齢者の運転免許証の自主返納に対する、何か、メリットというかですね、いろいろな地域で、広域で取り組んで、いろいろな商店とかのサービスを受けられるとか、そういう取り組みをされている中でですね、ぜひ斑鳩町のほうでも、自主返納していただいたら何年間はこのコミュニティバスにちょっとフリーパスみたいなのをとか、そういう感じですね、ちょっと何か、高齢者の自主返納を促すような制度を考えていただきたいと思います。という要望なんですけれども、これについて、今、何か、返答というか、できるかな。

委員長　池田副町長。

副町長　高齢者の運転免許の自主返納につきましては、2年前から、実はもう、今、やっております、建設農林課でやっております、それやって以来、相当の数が申請をいただいております。ですから、自主返納していただいたら、I COCAカードをお渡ししております。5,000円のI COCAカードをお渡ししております、それをPRさせていただい

ておりますので、折に触れてそれもPRさせていただいております。昨年度も予算計上させていただいて、今年度も予算計上させていただいております。交通安全週間、また、いろいろな老人会の集会でPRもさせていただいているところでございます。

小林委員 ちよつと勉強不足で申しわけなかった。  
自主返納の5,000円プラス高齢者の優待券の金額もプラスされているということで、認識で。

副町長 高齢者優待は高齢者優待券、自主返納は自主返納です。

委員長 ほかにございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちよつと気になるんですけどね、斑鳩町のコミュニティバスと、斑鳩町の近隣のコミュニティバスとの共有しているバス停っていうの、あるんですかね。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 まず、平群町のコミュニティバスとの交通の結節点といたしましては、龍田ネオポリスの、竜田川のネオポリスの自治会館がある場所、こちらで平群町のコミュニティバスと結節をしております。また、安堵町のコミュニティバスにつきましては、安堵町のコミュニティバスは法隆寺駅に乗り入れを行っておりますので、この法隆寺駅のほうの南口のほうで安堵町のコミュニティバスと結節をしておるという状況でございます。以上です。

宮崎委員 今、何でそういうことを聞いたかといいますと、時々、観光の方が乗られるということで、斑鳩町に観光来られる方、王寺町、三郷、平群とか、いろいろありますねんけど、その辺、将来的に、何て言うのかな、共有していくって、観光者が来て、乗り入れできるようなことを将来的

に考えておられるのか、ちょっとそれ聞きたいなと思って、ちょっと今、質問させてもらったんですけど、どうですやろ。

委員長 池田副町長。

副町長 ちょっと質問の意味が理解できないです。例えば平群のコミバスが斑鳩町内を走る、また、安堵のコミバスが斑鳩町内を走るという乗り入れですか。

宮崎委員 いや、そういう意味じゃなくて、共有しているバス停がありますやろ。そこへ王寺町から来られた方が、今度、斑鳩町のコミュニティバス乗って斑鳩町を観光するとか、そういうことができないのかなど。それなら、そうしたら、何て言うのかな、斑鳩町の周り、また斑鳩町の周りからも観光客が来ていただけるのかなどと思って。その辺をちょっと将来、考えておられるのかなど。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前 9時58分 休憩 )

( 午前10時00分 再開 )

委員長 再開いたします。

池田副町長。

副町長 当初、現コミュニティバス2台にしたときに、走らせるときに、斑鳩町の地域公共交通会議、また、安堵町にも地域公共交通会議、あります。平群町にも地域公共交通会議がございますので、そこらを調整した中で、今、時間帯になったということで、ご理解をお願いしたいと思っております。

委員長 よろしいか。ほかにございませんか。 伴議長。



議 長 今の、ちょっと、話で、地域公共交通会議というのは、年に何回やられて、いつやられたか、ちょっとそれだけ教えてください。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 特に定期的に、何月に開くということではございませんけれども、昨年の実績では、年に2回開いております。今年度につきましては、まず、先ほど申しあげた議案につきまして、7月から8月に開催をさせていただく予定をしているというところでございます。以上です。

議 長 それでは、結局、議題があったときに開くということで、できるだけ、その辺の召集の難しさはあるかもわかりませんが、やっぱり適時、これは必要やというとき、できるだけ早くやっぱり開いていただくように、ちょっと私のほうから要望しておきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3) 夏季一斉閉庁及び閉庁日の町民プールの無料開放について、理事者の報告を求めます。 面巻総務部長。

総務部長 それでは、各課報告事項の(3)の夏季一斉閉庁及び閉庁日の町民プールの無料開放につきまして、ご報告をさせていただきます。

資料3をごらんいただけますでしょうか。夏季の節電対策として、本町において、照明の使用抑制や空調機の温度管理の徹底などに引き続き取り組むとともに、職員が家族で過ごす時間を確保し、心身の疲労回復を図ることによる公務の効率の向上と、閉庁日に合わせ町民プールを無料開放し、各家庭における節電の実施を促進するため、7月末及び8月の月曜日のうち3日間、本庁舎及び水道庁舎を閉庁するものでございま

す。

実施日につきましては、平成29年7月24日月曜日、8月14日月曜日、8月21日月曜日の3日間としております。

次に、対象といたしまして、一斉閉庁する施設でございますが、昨年までと同様に、斑鳩町役場本庁舎、水道庁舎としております。なお、斑鳩町役場本庁舎におきましては、転入、転出届の受け付けや各種証明業務を行うこととしております。また、保健センター、保育園、公民館等の施設につきましては、平常とおりの業務を行うことといたしております。

次に、周知でございますが、住民皆様への周知につきましては、自治会内回覧、平成29年6月、7月、8月号町広報お知らせ版、7月、8月号町広報紙及び町ホームページに掲載するとともに、公共施設等への閉庁のお知らせのチラシを備え付ける等により周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、町民プールの無料開放についてであります。夏季一斉閉庁の3日間について、各家庭でもエアコン等の使用を控えるなどの節電対策をしていただくため、昨年度に引き続き、町民プールを無料開放いたしてまいります。

以上で、夏季一斉閉庁及び町民プールの無料開放につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 これ、やっただいていて、ええのか、悪いのか、よくわからないんですけども、この庁舎のほうですね、の、電力的に節減された金額で教えてもらえますかね。

総務部長 28年度で対比で約31,500円程度の節約となっております。

木澤委員 これに伴ってプールが無料開放されることについては、町民さん喜ん

でいますけども、町民の皆さんにも節電のアピールしてはるんですけども、そこから、町民の皆さんのほうから、こういうことしているよとか、何かアピールしていることに対する効果っていうんですかね、っていうのは、町のほうではつかんでおられるんですかね。

総務部長 町民の皆さんの個々の取り組みにつきましては、つかんでいないというか、承知していないところがございますが、これまで斑鳩町におきましても、環境の負荷等につきましては、住民皆様に呼びかけてまいりまして、ゼロ・ウェイストという形、あるいは環境負荷の軽減という形で、それぞれの家庭において取り組みはなされていると。それにも増して、町民プールを利用いただくことで、その期間、子どもたち、外で遊ぶことによって、そういった効果もあることだというふうに認識しているところでございます。

木澤委員 あと、住民課のほうで窓口はあけていただいていますけども、そのほかの窓口に来られる方ですね、まだ閉庁されていることに対して、認識っていうんですか、がなくて来られる方っていうのは、昨年度で言うと、どうであったんですかね。

総務部長 これまで、2年ほど前に4日間お休みをいただいたときがございます。その翌の火曜日でしたか、それにつきましては、普段よりも多く来庁された実績がございますけれども、昨年度におきましても、住民課だけではなく、各課それぞれ、相談業務等もやっておりますので、そういった形で、それほどその次の、明けた、火曜日ですか、火曜日が混雑して、トラブルあるいは苦情ということは、お聞きしておりません。

木澤委員 今、この3日間の後のことを言っていたきましたが、その3日間の間でも、ほかのところもあけているけども、そこに来られた方ですね、その閉庁のときに。

総務部長 閉庁に来られた、何かの都合で来られた、急に来られたということも

ございますが、その方につきましても、苦情なりというのは、現場のほうでは聞いておらない状況でございます。

木澤委員 閉庁っていう認識を持っておられなくて来られたのか、わかっていたけども開いているって知っていて来ているのか、そこまではちょっとわからないですかね。どうなのかなと思ったんですけど。

委員長 池田副町長。

副町長 例えば昼の休憩時間ございますわね、役場でも。ただ、昼の12時から休憩時間、これでもやっぱり、役場、休憩時間になっておりますけども、以前やったらもう休憩、あけていませんでしたけど、今はあけていますわね。そのときは、この休憩、本来、休憩を知っていて来られるのか、昼にね、知らんと来られるのか、非常に、そんなアンケートも難しい、やはり役場に用事あるから来られたと、やっぱり急ぐ用事があるから来られたと、もうそういう具合に理解しておりますので。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、ほかに理事者から報告しておくことはございませんか。  
安藤まちづくり政策課長。

まちづく まちづくり政策課より2点、ご報告申しあげます。

り政策課 1点目でございます。3月の総務委員会でご報告しておりました斑鳩町と大阪芸術大学との包括的な連携協定につきまして、5月31日に中宮寺において締結する運びとなりましたので、ご報告を申しあげます。

長 2点目でございます。2月の総務委員会でご報告しておりました法隆寺ゆかりの都市文化交流協定につきまして、姫路市、朝来市、小田原市、高崎市、斑鳩町の4市1町で、7月22日午前11時より法隆寺寺務所

において締結する運びとなりましたので、ご報告を申しあげます。

また、同日午後1時30分からは法隆寺食封サミットをいかるがホールで開催します。姫路市、朝来市、小田原市、高崎市、斑鳩町の4市1町の代表者が一堂に会し、これまでの歴史や今後の交流について話し合う予定となっております。法隆寺食封サミットは生涯学習課主管で開催いたしますが、あわせて私のほうからご報告させていただきます。以上です。

委員長 安藤教育委員会総務課長。

教委総務 教育委員会事務局総務課から1点、ご報告申しあげます。

課長 町立幼稚園の給食試食会についてでございます。既にご案内差し上げているところでございますが、来たる5月26日金曜日午前11時30分から斑鳩幼稚園の遊戯室におきまして、給食の試食会を開催することとしております。

既にご承知のことと思いますが、幼稚園の給食につきましては、本年4月から、女性の活躍推進及び子育て支援の一層の充実を図ることなどを目的に、これまでの週2回の弁当給食から、園児がよりおいしく食べることができるよう、週4回の温かい給食の提供を始めております。また、この給食回数増に伴う保護者負担の経済的な負担の軽減を図ることから、新たに1食当たり30円の給食補助金を交付いたしております。また、新たに雇用いたしました給食補助員がですね、各幼稚園で湯煎、配膳業務等を行っております。

このたび、この配膳業務等の見学、また給食の試食を行っていただきたくですね、給食会、開催することといたしました。ご多忙の折大変恐縮ではございますが、ご出席いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上、町立幼稚園の給食試食会についてのご報告とさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 その幼稚園の給食の試食なんですけども、今、配膳の様子っていうふうにおっしゃっていただきましたけども、その前にちょっと、ボイルしたりとかいう作業なんかは、見せてもうたら邪魔ですかね。今、2人、それぞれ幼稚園、配置していただいている、作業的にどうなのかなっていうのはちょっと心配だったんですけども。

委員長 清水教育長。

教育長 湯煎の状況等も見学をされたいというご希望でございます。きれいに消毒等をしていただいで、邪魔にならない程度でしたら見ていただいても結構だと思いますけども、何分、既存の施設の中を改造してやっています。ちょっと手狭なところもございます。中に入り込んでっていうのは、なかなか難しいかもわかりません。見ていただくだけでしたら可能だと思います。

木澤委員 そうしたら、またちょっと行かせていただきたいなと思いますので、時間的に、いつ、予定して。

(「その日に」と呼ぶ者あり)

木澤委員 いやいや、これは給食の試食会の開始時間、言うていただいていると。

(「その日に早よ行ったらええねん」と呼ぶ者あり)

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前10時13分 休憩 )

( 午前10時15分 再開 )

委員長 再開いたします。  
清水教育長。

教育長 5月26日11時半からでございますけれども、その事前の配膳等々、見学の希望される方につきましては、11時ごろに来ていただければなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 小林委員。

小林委員 斑鳩町における歴史的景観の整備・保存に関することについてなんですけれども、具体的にはiセンターから南大門の前の松並木についてなんですけれども、もうここ毎年、毎年、どんどん、どんどん、木も弱っていくし、今後ですね、10年、20年じゃなくて、30年、50年、100年後、どういうふうに斑鳩町として考えているのか、また、県に対してどのように要望いきはるのか。斑鳩町の景観という、斑鳩町の歴史的景観の向上について、今、どのような取り組みをされているのか。このままほっておくと、いずれ松の木もどんどん枯れていくし、枝もどんどん折れていきますので、斑鳩町としてどのように考えて取り組んでいくのかを。

委員長

小城町長。

町長

松並木の関係等につきましても、法隆寺所有の関係もございます。法隆寺さんはあのままの状況で松を維持していきたいという気持ちでおられますし、県の関係については、もう県にやかましく、松が枯れているという状況を早く処理をして、そしてやっぱりその植える時期を考えてせんと。切ったら切ったままで、もうずっとほっているんです。

県に、知事部局に頼むのは、結局、景観を守っていくという中で、世界遺産であると。だから、この世界遺産である中でも、うちが電柱地中化を岡本で最初に手がけてやったときに、結局県は、あの参道の関係は県がやったんです。そういうことも踏まえて、県がそういうこともやれるねんから、何で松の木だけは、あれ、切ったら切ったままでほっておいて、そしてもう、その植樹するところも、結局ああいうボードを立ててですな、自転車道路か何や、修景の関係のですね、あんなところに、うちのiセンターの前、立っていますわな。そういう環境というものをもうちょっとやっぱり郡山土木が認識をしなかったら。

前にも言うように、タクシー乗り場やちゅうて、この、あその前にですな、かどやの前と、それから志むらさんところの前とされて、それで、議会でも出ていたように、あんなものおかしいやないかと言うたら、結局誰か県に要望があって、それで県から、議長が何やかや言うてしたと。あれを撤去するためには3年ほど待ってくれという話をされたこともございますけども。

私はやっぱり、一遍ああいうことを言うてしもうたら、あともう、感じが全部変わってしまいますからですね、景観そのものがやっぱりあれやということで、かなりやかましくですね、郡山土木に言うんですけども、今、実情は、もう郡山土木でも、もう1年、2年ぐらいで所長も副所長もかわっていくんです。この状態いうたら、もう我々、何ぼでもこれ、要望しながらですね、やっているねけども、松はどうですか言うたら、今もう、その所長はおやめになってどこかへいてはりますとか、もうそんなのばかりでね。

もうそういうことになって、やっぱりこれは、我々としては、やっぱ



りこの歴史遺産のある斑鳩としても、県に対するやっぱり。お寺はお寺でやっぱりちゃんと自分ところは維持されますからですね。やっぱり県の関係だけはもうちょっと責任を持ってやっていただかんと、言うたかて、はい、わかりましたと言うだけであって、そういう点については、やっぱり今後とも注意をしていきたいと思います。

小林委員 毎月のようにあの風景を写真に撮っているんですけども、この10年間でいくと、もう、木を切っていく、木の本数が減っていくだけの状況ですので、もういずれかの段階で早めに手を打たないとですね、やっぱり数十年先の景観、斑鳩町の価値観も下がってしまいますので、そういう具体的な、もっと、要望をですね、もう1回担当課のほうでも、担当課、どちらになるのかわかりませんが、都市整備課の県道のほうにもなるかもしれませんが、県道の関係でいくのか、もう斑鳩町の景観として本当に担当課連携してやっていくのか、ちょっと具体的に改善していくようにですね、ちょっと担当課のほうには申しわけないですけども、具体的な回答を得るように、ことし中にとか、この1か月以内にですね、ちょっと1回、具体的な回答を、質問していただいて、期間はいつまでの返答かわかりませんが、そういうふうにちょっと建設課、県道なので建設課するのか、斑鳩町の景観を守る担当課がするのか、ちょっと斑鳩町として取り組んでいただきたいように、要望だけさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前10時22分 閉会)